

# 青森県報

第二千八百六十号

平成十九年  
十一月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(障害福祉課) ……	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) ……	一
漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課) ……	二
漁船保険付保義務の発生……………	(下北地域 県民局) ……	二
公 告		
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	二
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域 県民局) ……	三
右 ……	(三八地域 県民局) ……	三
右 ……	(上北地域 県民局) ……	三
右 ……	(同) ……	三
右 ……	(同) ……	四

## 告 示

## 示

### 青森県告示第七百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
変更前	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	居宅介護	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	平成一九〇・一
変更後	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	重度訪問介護	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	
変更前	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	居宅介護	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	"
変更後	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	重度訪問介護	社会福祉法人階上福祉協議会	三戸郡階上町大字平一	

### 青森県告示第七百九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所の名称	所在地	廃止年月日
	特定非営利活動法人さわやかネット	八戸市城下一丁目二番二	生活介護	自立生活支援センターさんぼ	八戸市城下一丁目二番二	平成一九・九・三〇
	特定非営利活動法人さわやかネット	八戸市城下一丁目二番二	自立訓練(生活訓練)	自立生活支援センターさんぼ	八戸市城下一丁目二番二	"
	社会福祉法人ぶさん会	八戸市根城九丁目一八の二三	身体障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設柿の木苑	八戸市根城九丁目一八の二三	"
	社会福祉法人ぶさん会	八戸市根城九丁目一八の二三	知的障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設柿の木苑	八戸市根城九丁目一八の一	"

青森県告示第七百九十七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十年一月四日から同月十五日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十一号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十年二月一日から同年七月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第七百九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四八番地 木村 常紀 上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前四六番地一 高橋 義経 上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五番地二 鳥谷部 信一	六ヶ所海水

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡野辺地町字与田川尻五の一、五の五から五の一まで、字鳴沢五の三、五及び八二の八	上北郡野辺地町字新町裏三四 有限会社 東陽商事

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北山重機

二 代表者の氏名 北山 吉夫

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字川合二〇八の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五二六九号

五 取消年月日 平成十九年十月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三光電気

二 代表者の氏名 中野 祐子

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字下沢内七一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一三九五号

五 取消年月日 平成十九年十月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社沢田建設

二 代表者の氏名 沢田 禮

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字乙供六三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一五七九号

五 取消年月日 平成十九年十月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社原燃環境

二 代表者の氏名 山崎 龍之祐

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二七一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一二一八六号

五 取消年月日 平成十九年十月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社宮本建材

二 代表者の氏名 宮本 孝

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字佐々木平一六三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一一六四一号

五 取消年月日 平成十九年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、造園、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭